

災害発生時における廃棄物処理等の実施に関する協定書

吉野川市（以下「甲」という。）と一般社団法人徳島県産業資源循環協会（以下「乙」という。）は、災害発生時における廃棄物の処理等の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、平成22年3月25日に徳島県、社団法人徳島県産業廃棄物処理協会（平成31.4.1より一般社団法人徳島県産業資源循環協会へ名称変更）、徳島県市長会及び徳島県町村会と締結した「災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書」（以下「協力協定書」という。）により、徳島県が甲の協力要請に基づき、乙に対して協力要請をした災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）により発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の撤去や処理等に関する必要な事項を定めるものとする。

（事業の内容）

第2条 災害の発生により、災害廃棄物の撤去、収集、運搬、分別、保管、処分及び仮置場の管理並びにこれらに必要な業務（以下「処理等」という。）について、甲の指示に従い乙が実施するものとする。

（実施体制）

第3条 甲及び乙はこの協定に基づく災害時における具体的な実施の内容について継続的に協議を行い、実効性のある体制を構築していくものとする。
2 乙は、災害時における災害廃棄物等の円滑な処理等が図られるよう、平時から乙の会員における協力体制及び情報等の収集・伝達体制の整備に努める。

（情報提供）

第4条 甲は、災害廃棄物等の処理等に円滑な協力が得られるよう、乙に被災、復旧の状況等の必要な情報を適宜提供するものとする。
2 甲は、乙に対し地域防災計画や災害廃棄物処理計画を提供するものとする。
3 乙は、災害廃棄物等の処理等が円滑に行われるよう、災害時に出勤可能な乙の会員等が保有する要員、車両及び資機材等の数量を把握し、あらかじめ甲に報告するものとする。

（災害廃棄物等の処理等の実施）

第5条 乙は、協力協定書に基づき徳島県から要請を受けた時は、乙の会員の中から必要な人員、車両及び資機材等を調達し、甲の指示に従い、次の事項に留意し、可能な限り災害廃棄物等の処理等を実施するものとする。
(1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分配慮すること。
(2) 災害廃棄物等の再生利用及び再資源化に配慮した計画とすること。
2 乙は、災害廃棄物等の処理等を終了した時は、実施期間、処理内容等の甲が必要とする事項を記載した書面により、甲に報告するものとする。

（費用負担）

第6条 乙が実施した災害廃棄物等の処理等に要した費用は、甲が負担するものとし、その金額は、市場の適正な価格を基準として甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

2 費用の請求は、積算根拠を示す書類を添付した請求書により行うものとする。

3 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認後、速やかにその費用を支払うものとする。

（個別契約書の締結）

第7条 本協定書に基づき、甲が災害廃棄物等の処理等の支援を乙に委託する場合、その内容に基づき別途個別契約書を締結するものとする。

（連絡窓口）

第8条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては吉野川市市民部環境局環境企画課、乙においては一般社団法人徳島県産業資源循環協会事務局とする。

（緊急連絡網）

第9条 甲及び乙は緊急連絡網を別途作成し、それぞれ保有するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

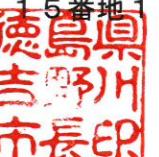
（協議）

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年1月21日

甲 徳島県吉野川市鴨島町鴨島1-1-5番地1
吉野川市

吉野川市長 原井 敬


乙 徳島県徳島市昭和町3丁目35番1
一般社団法人徳島県産業資源循環協会

会長 岸 史郎
